

# NALC（ナルク）・交野運営規則（案）

## （名称および所在地）

1. この会の名称は、特定非営利活動法人「ニッポン・アクティブライフ・クラブ 交野拠点」とする。

愛称はNALC「いわふねクラブ」とし、通常これを使用する。

この会の連絡場所は下記に置く。

所在地 大阪府交野市私市1丁目1-6 田代マンション205号室

## （組 織）

2. この会は「ニッポン・アクティブライフ・クラブ」の活動拠点である。

## （会 員）

3. 1 この会は「ニッポン・アクティブライフ・クラブ」の会員で、大阪府交野市およびその周辺に居住する会員をもって組織する。
- 2 この会で活躍することを希望し、NALC理事会およびNALC「いわふねクラブ」運営委員会の了解を得られた会員を含む。

## （目的および活動、事業）

4. 1 この会は「ニッポン・アクティブライフ・クラブ」定款第4条の目的に基づき、同第5条の活動を行う。
- 2 この会は前項の活動にかかわる同第6条の事業を当該地域（3. 1項）にて行う。

## （機 関）

5. この会に次の機関を置く。

総会

運営委員会

## （総 会）

6. 1 総会は、この会の最高意思決定機関である。
- 2 総会は、定時総会と臨時総会とし、定時総会は「ニッポン・アクティブライフ・クラブ」総会后1ヶ月以内に開催する。
- 3 総会は、この会の会員をもって構成し、会員の3分の1（委任状を含む）以上の出席をもって成立する。
- 4 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、また、この会の会員の3分の1（議決権者数）以上から会議の目的を記載した書面により召集の要請があったときに開催する。
- 5 総会は、代表が招集する。
- 6 議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。
- 7 議決は、出席会員の過半数をもって成立する。可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、①②③については、理事会の承

認を受けなければならない。

- ① 運営規則の変更
- ② 解散
- ③ 合併および分離
- ④ 事業報告および事業計画
- ⑤ 本部総会で議決された収支予・決算の報告
- ⑥ 運営委員・監査の選任または解任
- ⑦ 運営委員・監査の職務
- ⑧ その他、この会の運営に関する重要事項

#### (運営委員会)

7. 1 運営委員会は、代表、副代表、事務局長、運営委員、会計、をもって構成し、代表が会議を招集する。
- 2 運営委員会は、本部総会前に予・決算を議決し、本部に提出する。
- 3 運営委員会は、次の事項を決議する。
  - ① 総会の決議した事項の執行に関する事項
  - ② 総会に付議すべき事項
  - ③ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### (運営委員・監査)

8. 1 この会に次の運営委員・監査を置く

運営委員

代表	1名
副代表	若干名
事務局長	1名
会計	1名
その他の職務担当	若干名
監査	2名

- 2 運営委員・監査は、次の任務を持つ
  - ① 代表は、この会を代表し、この会の運営上の責任者でその業務を統括する。
  - ② 副代表は、代表を補佐する。
  - ③ 事務局長は、日常業務の運営、会員管理、時間預託および奉仕活動の管理を行う。
  - ④ 会計は、財政上の業務を掌る。
  - ⑤ 運営委員は、運営委員会の構成員として定款・この規則および運営委員会の議決に基づき、業務を執行する。
  - ⑥ 監査は、財政上の記帳記録を年1回以上監査し、本部総会前に運営委員会に報告しなければならない。
- 3 運営委員・監査は、総会において会員の中から選出する。

- 4 運営委員・監査の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。補充または増員により選任された運営委員・監査の任期は前任者または現任者の残任期間とする。

#### (財産および会計)

9. 1 この会の運営は、以下の財産をもっておこなう。
  - ① 会費
  - ② 寄付金品
  - ③ 財産から生じる収入
  - ④ 事業に伴う収入
  - ⑤ その他の収入
- 2 会計に関する細部は、ニッポン・アクティブライフ・クラブ「会計マニュアル」に従い処理するものとする。
- 3 NALC「会計マニュアル」に記載のない事項については、運営委員会の議決による。

#### (事業年度)

10. 事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

#### 付則

1. 本運営規則は「ニッポン・アクティブライフ・クラブ」細則2条(2)項に基づいて定める。
2. この運営規則の運営細則は運営委員会において定める。
3. この運営規則は、2008年11月1日から施行する。

以 上